

第8回 農業委員会総会議事録

令和6年2月26日開会

中標津町農業委員会

令和6年2月26日、第8回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番 小 沼 大
2番 西 塚 知 也
3番 纒 坂 直 俊
4番 福 嶋 寿 顕
5番 山 下 幸 枝
6番 助 口 明
7番 遠 藤 昭 男
8番 船 越 信 雄
9番 二 瓶 裕 貴
10番 横 田 千 秋
11番 長谷川 孝 二
12番 田 中 洋 希
13番 竹 村 聡
14番 瀧 本 和 男
15番 後藤田 宏 幸
16番 中 村 正 生
17番 笠 原 康 博
18番 本 田 信 幸

附議した案件

- (イ) 議案第 34 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ロ) 議案第 35 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第 36 号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ニ) 議案第 37 号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ホ) 報告第 7 号 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について

本日出席した職員

事 務 局 長 杉 山 隆
庶 務 係 長 葛 西 利 光
農 地 係 長 吉 田 佳 弘
係 齋 藤 光 代

(開 会 13時30分)

- 議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は18名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第8回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
1番、小沼 大 委員。
2番、西塚 知也 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 1月29日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。2月20日、北海道農業会議第4回理事会及び、北海道農業会議第10回常設審議委員会が札幌市にて開催され、それぞれ会長が出席されております。以上で会務報告を終わります。
- 議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり)竹村委員。
- 竹村委員 上程になりました議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明致します。2ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
譲渡人、中標津町〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、会社員。
譲受人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積33,052㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計54,832㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。3,500,000円。
6、資金調達の方法。自己資金。7、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計1,138,483㎡、経営作目、蕎麦。8、見取図は、3ページのとおりです。
この案件につきましては、片岡氏の所有していた農地を近隣農家に譲渡するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。
- 議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。
(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり)中村委員。

中村委員 上程になりました議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)
について説明致します。議案の5ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、
面積30,111㎡内20,153㎡、他1筆、計20,221㎡。3、許可を受けようとする事由。
砂採取のため。4、転用の期間。令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。
5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量、砂25,818㎡。7、最大切深。7.7m。
8、見取図については、6ページのとおりとなっております。

申請地については、令和2年からの継続地で、今回の申請面積は、20,221㎡
となっております。令和5年12月25日第1地区推進班で調査を行い、建設工事に
必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、
一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止
むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明を
をお願いします。
(挙手あり)小沼委員。

小沼委員 議案第35号(2)について説明致します。7ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇〇番〇、公簿、畑、
現況、畑、面積33,703㎡、内3,149㎡、他3筆、計15,571㎡。3、許可を受けよ
うとする事由。砂利採取のため。4、転用の期間。令和6年4月1日から令和7年
3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。砂利31,865㎡。7、
最大切深。8.2m。8、見取図については、8ページのとおりとなっております。こ

の案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。申請地については、令和4年からの継続地で今回の申請面積は15,571㎡となっております。令和5年1月25日第1地区推進班で調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3)から(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第35号(3)から(5)について説明致します。9ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇条〇〇丁目〇番地〇〇、〇〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積9,919㎡内3,474㎡、他4筆、計20,223㎡。3、許可を受けようとする事由。黒墨採取のため。4、転用の期間。令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。黒墨19,323㎡。7、最大切深。15.2m。8、見取図については、10ページのとおりとなっております。この案件につきましては、黒墨採取のため申請があったものです。申請地については、平成30年からの継続地であり、今回の申請面積は20,223㎡となっております。令和5年1月24日第2地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。なお、(4)(5)につきましては、同一申請地における事業であること及び借主が同一であることから、一括して説明いたします。11ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、旭川市〇〇〇〇条〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積38,778㎡内6,719㎡、他1筆、計13,156㎡。3、許可を受けようとする事由。砂利採取のため。4、転用の期間。令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。砂利35,057㎡。7、最大切深。10.5m。8、見取図については、13ページのとおりとなっております。

12ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、山林、現況、畑、面積76,799㎡内1,813㎡。3、許可を受けようとする事由。砂利採取のため。4、転用の期間。令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。砂利2,324㎡。7、最大切深。10.5m。8、見取図については、13ページのとおりとなっております。この2件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。申請地につきましては、令和元年からの継続地であり、当該農地分に係る今回の申請面積は(4)が13,156㎡、(5)が1,813㎡となっております。令和6年11月21日第2地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)から(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり)長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第35号(6)について説明致します。14ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。(有)〇〇〇〇、中標津町字〇〇〇〇〇番地、代表取締役、〇〇 〇〇。

借主、野付郡別海町〇〇〇〇町〇〇〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積19,504㎡内1,156㎡、他2筆、計19,958㎡。3、許可を受けようとする事由。砂利採取のため。4、転用の期間。令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。5、権利の種類。賃貸借権。6、採取量。砂利24,848㎡。7、最大切深。12.3m。8、見取図については、15ページのとおりとなっております。この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。申請地については、令和4年からの継続地で、今回の申請面積は24,848㎡となっております。令和5年12月7日、第4地区推進班において現地確認を行っており、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。
日程5、議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。ここで、会議規則第16条の規定により○番、○○委員の退席をお願い致します。

(○○委員退席)

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について説明いたします。
17ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳、農業。

借主、中標津町字○○○○○○番地、○○ ○○、○○歳、農業。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積21,073㎡、利用目的、牧草畑、他3筆、計117,907㎡。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。6、価格。年308,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、11人、農従者、5人、経営地、計454,961㎡。家畜、牛66頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、18ページのとおりです。この案件につきましては、二瓶氏の農地の一部を近隣農家に賃貸借するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
(○○委員着席)

〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。

日程6、議案第37号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を上程致します。

内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第37号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。20ページをお開きください。令和5年度分といたしまして、〇〇〇〇(株)、(株)〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇、以上2件の提出がありました。令和6年1月18日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本件は承認されました。
日程7、報告第7号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 報告第7号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1) について説明いたします。22ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名

中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。

2、許可年月日、許可番号。令和5年4月25日付、中農委4第令5-1号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇番〇、他2筆。4、転用目的。砂採、黒墨、土採取。5、事業計画の期間。令和5年4月26日から令和6年4月25日まで。

6、事業完了年月日。令和6年2月16日。7. 完了検査年月日につきましては、令和5年12月31日に工事完了との報告を受けましたが、積雪のため現地調査をせず、2月16日に完了報告の写真にて確認したところです。なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上報告いたします。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届についての報告を終わります。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第7回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 13時52分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年3月1日

会 長 _____

1 番 _____

2 番 _____